

鳥取県告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事	仲 本 望 助	倉吉市谷294-1
〃	筏 津 純 一	倉吉市尾原413
〃	長 柄 正 秋	倉吉市谷281-2
〃	田 中 喜 昭	倉吉市鋤147
〃	安 藤 武 道	倉吉市鋤261
〃	松 井 弘 志	倉吉市別所284-1
〃	伊 垢 離 英 明	倉吉市別所350-2
〃	瀬 尾 浩 一	倉吉市尾原109-1
〃	吉 田 康 雄	倉吉市別所458
〃	吉 田 栄 治	倉吉市別所253-1
〃	岡 田 亘	倉吉市北面54-5
〃	隅 哲 也	倉吉市北面169
監 事	瀬 尾 勝 美	倉吉市尾原112
〃	長 柄 和 徳	倉吉市谷40-2

平成24年3月27日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	仲 本 望 助	倉吉市谷294-1
〃	筏 津 純 一	倉吉市尾原413
〃	岡 田 亘	倉吉市北面54-5
〃	田 中 喜 昭	倉吉市鋤147
〃	吉 田 栄 治	倉吉市別所253-1
〃	石 川 功	倉吉市尾原107-2
〃	伊 垢 離 英 明	倉吉市別所350-2
〃	吉 田 康 雄	倉吉市別所458
〃	桑 本 哲 弘	倉吉市鋤137
〃	長 柄 正 秋	倉吉市谷281-2
〃	隅 哲 也	倉吉市北面169
〃	松 井 弘 志	倉吉市別所284-1
監 事	瀬 尾 勝 美	倉吉市尾原112
〃	長 柄 和 徳	倉吉市谷40-2

平成24年3月28日就任 任期4年